

社会保険 いばらき

7

産前産後休業期間・育児休業期間中の保険料・標準報酬月額

2016 July
NO.456

- 忘れていませんか？健康保険の給付の申請
- 交通事故などで保険証を使うときは
- 健康経営セミナーを開催します

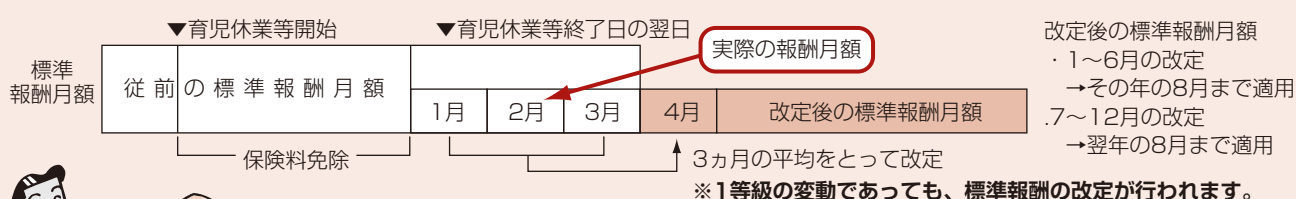


「サイエンスの街」(撮影・つくば学園都市)：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

③ 育児休業等の終了時には標準報酬の改定が行えます

被保険者が、育児・介護休業法による育児休業期間を終了し、職場に復帰した際に、時間短縮や所定外労働をしないことで、賃金が休業前より変動することがあります。このような場合に、育児休業等終了時(職場復帰後も引き続き育児休業にかかる子を養育し、かつその子が3歳未満である場合)に事業主様を経由して「育児休業等終了時報酬月額変更届」を提出することで、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後3ヵ月間の報酬月額の平均によって標準報酬月額が改定されます。改定された標準報酬月額は、その育児休業等の終了日の翌日から起算して2ヵ月を経過した日の属する月の翌月(育児休業等終了日の翌日が属する月から4ヵ月目)から適用されます。



育児休業等終了時報酬月額変更に該当する人とは？

- ・育児休業終了日に3歳未満の子を養育していること
- ・育児休業終了日の翌日が属する月以後3ヶ月間に支払われた報酬(給料)の支払基礎日数が17日以上のあること(17日以上のある月が1ヶ月であってもかまいません。)

④ 3歳未満のお子さんを養育されている方に標準報酬月額の特例(みなし措置)があります

3歳未満のお子さんを養育している方の標準報酬月額が、養育開始前の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合には、被保険者の申出に基づき、従前標準報酬月額をその期間の標準報酬月額とみなして年金額を計算します。保険料は、実際の標準報酬月額に応じた額をご負担いただきます。この特例は、養育期間中の報酬の低下が、将来の年金額に影響しないように導入されたものです。従前標準報酬月額とは、養育開始月の前月の標準報酬月額をさします。養育開始月の前月に厚生年金保険の被保険者でない場合には、その前月1年以内の直近の標準報酬月額が従前標準報酬月額になります。(その月前1年以内に厚生年金保険の被保険者期間がない場合には、みなし措置を受けていただくことは出来ません。)

なお、標準報酬月額の特例は、厚生年金保険のみが対象となり、健康保険については特例がありませんので、実際の標準報酬月額に基づく保険給付が行われます。みなし措置を受けていただける期間は、3歳未満の子の養育開始月から、3歳の誕生月の前月までです。従前標準報酬月額みなし措置の申出は、被保険者が事業主を経由して(資格喪失者は直接)「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を年金事務所または事務センターへ提出することにより行います。申出日より前の期間については、申出日の前月までの2年間についてみなし措置が認められます。

詳しくは管轄の年金事務所にお問合せ下さい。

① 産前産後休業期間中の保険料は免除になります

労働基準法に基づく産前産後の休業期間について、健康保険・厚生年金保険料は、被保険者負担分・事業主負担分とも徴収されません。

対象となる期間は産前産後休業の開始月から終了日の翌日の月の前月までとなります。事業主様は産前産後休業開始日以降に「産前産後休業取得者申出書」を管轄する年金事務所または事務センターへ提出してください。その後、終了予定日変更等が生じた場合は「産前産後休業取得者変更(終了)届」を提出してください。

産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の変改

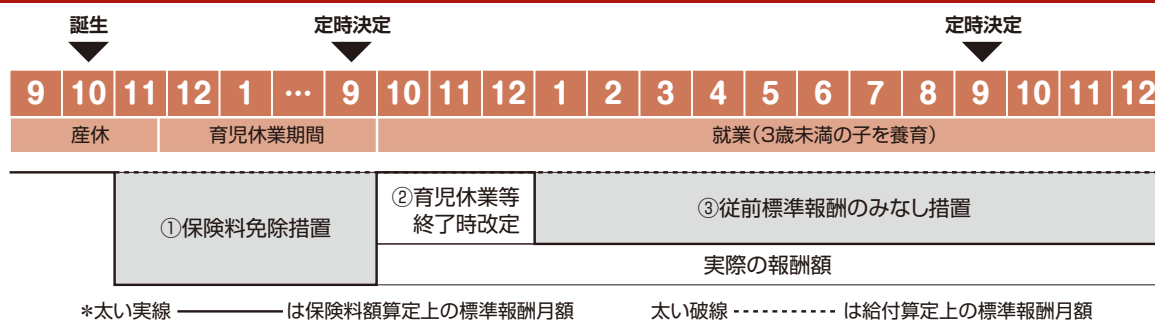
被保険者が産前産後休業終了後に職場に復帰した際に、時間短縮や所定外労働をしないことで、賃金が休業前より変動することがあります。このような場合に随時改定(2等級差)に該当しなくても事業主様を経由して「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を提出することで標準報酬月額の変改が行われます。ただし、産前産後休業終了日の翌日に引き続き育児休業等を開始している場合は対象になりません。

② 育児休業期間中は保険料が免除されます

育児・介護休業法による3歳未満のお子さんを養育するための育児休業期間中の健康保険・厚生年金保険料は、被保険者負担分・事業主負担分とも徴収されません。

対象となる期間は育児休業等開始日から終了日の翌日の月の前月までです。保険料免除の申請は、事業主様が「育児休業等取得者申出書」を管轄する年金事務所または事務センターへ提出してください。なお、育児休業期間が予定より早く終了した場合は「育児休業等取得者終了届」を提出してください。

育児休業に関する保険料と給付のイメージ図



協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

忘れていませんか？

健康保険の給付の申請

療養の給付

健康保険の被保険者や被扶養者が業務外の原因により病気やケガをしたときは、保険医療機関に保険証を提示し一部負担金を支払うことで、診察・処置・投薬などの治療を受けることができます。

業務上の原因による病気やケガ、通勤途上に被った災害などが原因の病気やケガについては健康保険給付は行われず、原則として労災保険の適用となります。

高額療養費

同月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が払い戻されます。自己負担限度額は、年齢及び所得状況等により設定されています。

出産育児一時金

妊娠4ヶ月（85日）以降に出産したとき、一児ごとに42万円が支給されます。（産科医療保障制度に加入されていない医療機関等では出産され

た場合は40万4千円となります。）

また、協会けんぽから支給される出産育児一時金を、協会けんぽから医療機関等に対して直接支払う「直接支払制度」があります。この制度を利用すると、医療機関等へまとめて支払う出産費用の負担の軽減を図ることができます。

埋葬料（埋葬費）

被保険者や被扶養者が業務外の原因により亡くなった場合、「埋葬料」として5万円が支給されます。埋葬料を受けられる方がいない場合は、実際に埋葬を行った方に、5万円の範囲内で実際に埋葬に要した費用に相当する「埋葬費」が支給されます。

療養費

やむを得ない事情で保険医療機関等で保険診療を受けることができず、自費で受診したときや、医師の指示により治療用装具を装着したときなどは、療養費が支給されます。

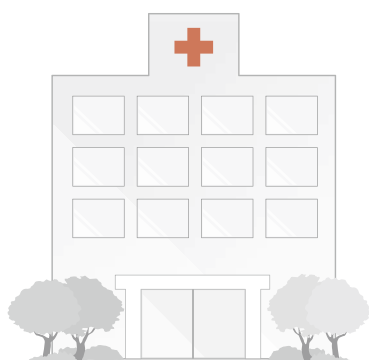
傷病手当金

業務外の病気やケガのために会社を休み、給与を受けられない期間のうち、最初の連続した3日間を除き4日目から欠勤1日につき傷病手当金が支給されます。

給与を受けている場合でも、傷病手当金の額より少ないときは、その差額が支給されます。

出産手当金

被保険者が出産のために会社を休み、給与を受けられないときは、出産手当金が支給されます。出産日（実際の出産が予定日後のときは出産の予定日）以前42日目（多胎妊娠の場合は98日目）から、出産日翌日以後56日目までの範囲内で会社を休んだ期間について支給されます。



健康保険給付の申請期限

給付の種類	消滅時効の起算日
高額療養費	診療月の翌月1日
出産育児一時金	出産日の翌日
埋葬料（埋葬費）	死亡した日の翌日 （埋葬費については埋葬を行った日の翌日）
療養費	療養に要した費用を支払った日の翌日 または療養を受けた日の翌日
傷病手当金	労務不能であった日ごとにその翌日
出産手当金	出産のため労務に服さなかった日ごとにその翌日

★申請期限は2年間です。
消滅時効の起算日（左図）から2年以内に申請されないと、時効によって受給する権利が消滅しますのでご注意ください。

もしもの時のために…
知っておきたい!

交通事故などで保険証を使うときは

業務外の事由による交通事故など、他人（第三者）の行為によって病気やけがをしたときに健康保険で治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。

手 続 き

こんなときは…

自動車・自転車などの交通事故

他人の飼い犬に噛まれた

けんか

スポーツ中の他者との接触によるけが など

交通事故等が業務上や通勤途上のものであれば、労災保険の給付の対象となる可能性があり、原則として健康保険は使用できません。事業所所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。

「第三者行為による傷病届」等を提出



提出書類

- ▶ 第三者行為による傷病届
- ▶ 負傷原因報告書
- ▶ 念書
- ▶ 損害賠償金納付確約書（加害者記入）
- ▶ 示談書の写し ※示談が成立している場合のみ

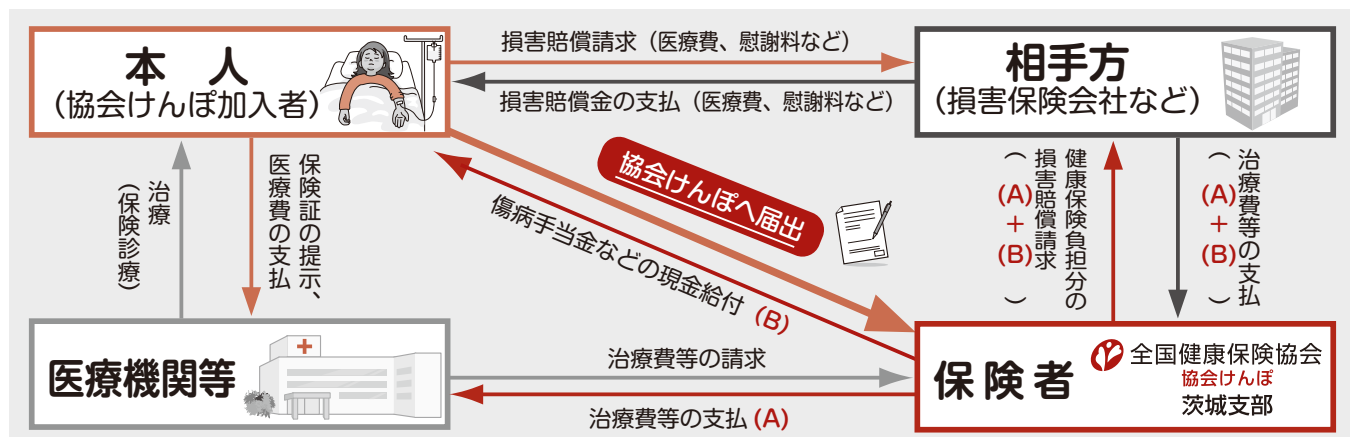
+

交通事故の場合、加えて提出する書類

- ▶ 事故発生状況報告書
 - ▶ 同意書
 - ▶ 交通事故証明書
 - ▶ 人身事故証明書入手不能理由書
- ※ 警察への届出を物損（物件）事故として処理している場合のみ

医療費負担の仕組み

「第三者行為による傷病届」を提出して健康保険で治療を受けた場合、本来、加害者が支払うべき治療費などを協会けんぽが立て替え、後日、協会けんぽが相手方に請求します。



示談をするとき

健康保険で治療中に示談が成立した場合、損害賠償請求権を放棄したことになります。健康保険で治療を受けることができなくなる可能性があります。示談をするときは、事前に協会けんぽ茨城支部までご相談ください。

《お問い合わせ先：029-303-1583（レセプトグループ）》

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

☎029-303-1500（代表）

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

経営者・人事労務担当者のための

健康経営®セミナーを開催します

協会けんぽ茨城支部では、近年注目を集めている「健康経営」について経営者・人事労務担当者の皆さまに理解を深めていただきたく、健康経営セミナーを開催いたします。

開催日

平成28年
8月22日(月)
14:00~16:30
(受付13:30~)

場所

ホテルレイクビュー水戸
2階飛天の間
水戸市宮町1-6-1
駐車場の混雑が予想されますので、
できる限り公共交通機関をご利用ください。

定員

200名

※先着順のお申し込みとなります。

参加費
無 料

講演



(第一部)

「健康経営で会社も従業員も元気に」

講師：特定非営利活動法人 健康経営研究会 理事長 岡田 邦夫 氏

大阪市立大学大学院医学研究科卒業。大阪ガス株式会社統括産業医。

<主な著書>『健康経営のすすめ』社会保険研究所(共著)

『これからの人と企業を創る健康経営』社会保険研究所(共著) ほか

(第二部)

「あなたの食生活を見直しましょう~糖尿病の予防のために~」

講師：那珂記念MITOクリニック 医師 斎藤 三代子 先生

(第三部)

「笑い与健康」

講師：公益社団法人 落語芸術協会 理事、いばらき大使
八代目 春風亭 柳橋 師匠



申込方法

参加希望の方は下記にご記入の上 **7月15日(金)** までに**協会けんぽ茨城支部**へFAXでお申し込み下さい

事業所名(団体名)			
事業所所在地	〒 () TEL ()		
ご加入の健康保険	協会けんぽ ・ その他 ()		
保険証の記号			
フリガナ お名前	様	役職：	

協会けんぽ茨城支部
企画総務グループ

029-303-2100 (FAX)

参加申し込みをされた方には、後日入場券をお送りいたします

- ※ 先着順となりますので、定員に達した後にお申し込みをされた場合はご連絡いたします。
- ※ 当日は駐車場の混雑が予想されます。できる限り公共交通機関をご利用ください。
- ※ ご記入いただいた情報は当セミナー以外の目的で使用することはありません。

主催／全国健康保険協会茨城支部

共催／茨城県、茨城労働局、茨城県医師会、筑波銀行、常陽銀行

後援／茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会

茨城県中小企業団体中央会、茨城県経営者協会

＜お問い合わせ先：☎029-303-1580(協会けんぽ茨城支部企画総務グループ)＞



全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ